

事業計画書

(第10期)

(令和7年1月1日～令和7年12月31日)



公益財団法人 国際人材交流支援機構

目 次

I はじめにーIHNOの基本理念	3
II 基本方針	3
III 事業計画	3
1 奨学金給付事業(定款第4条第1項第1号)	3
(1) 奨学金の給付	3
(2) 奨学金プログラム等についての広報・啓発	4
2 進路(進学・就職)支援事業(定款第4条第1項第2号)	4
3 グローバル人材育成支援事業(定款第4条第1項第4号)	4
4 その他の事業(定款第4条第1号第6号)	4
(1) 学生・留学生の実態調査	4
(2) 国際交流セミナー	4
(3) 各国大使館対象奨学金セミナー	5
(4) 地方自治体と連携する奨学金プログラム	5
5 法人運営・管理	5
(1) 賛助会員の募集	5
(2) 寄附金の募集	5
(3) 内部規程の徹底及びコンプライアンスの確保	5

I はじめに－IHNOの基本理念

公益財団法人国際人材交流支援機構(IHNO)は、わが国における少子高齢化社会の拡大とグローバル経済の加速度的発展に伴う労働力供給環境の多様化という現状に鑑み、将来のわが国そして世界の成長と発展を担うべき人材、意欲あふれる学生・留学生を積極的に支援することにより、わが国及び世界にとって有用な人材の育成に寄与することを使命とする団体です。

特に、有用な人材に対して、奨学金プログラムの実施による支援を行うことにより、これらの人材が有意義に学びかつ働く環境の創出に寄与して参ります。誰もが活躍できる社会創りに貢献することが、私たちIHNOの基本理念です。

今期も、上記基本理念を一層具体化するべく、諸事業を実施いたします。

II 基本方針

本年度は、以下を中心に事業活動を行う予定です。

- ① 学生ないし留学生の就学環境等の改善を支援するための奨学金の給付事業を引き続き実施するとともに、当法人の行っている奨学金給付事業の普及を図るため、説明会を継続的に開催するなどして、広報・啓発活動を行う。
- ② 進路支援事業、グローバル人材の育成支援事業等に関しては、引き続き準備活動を行う。
- ③ 法人運営・管理においては、コンプライアンスに努める。

III 事業計画

IHNO定款第4条第1項においては、IHNOが行う事業として、以下の6事業が列挙されております。

- ① 学生・留学生に対する奨学金の支給
- ② 学生・留学生に対する進路(進学・就職)支援
- ③ 学生・留学生に対する専門人材育成プログラムの開発
- ④ グローバル人材の育成支援
- ⑤ 将来活躍が期待される人材(学生・留学生)が学ぶための生活環境の支援
- ⑥ その他IHNOの目的達成に必要な事業

以下、定款における上記各事業項目を中心に今期において実施する具体的な事業の計画を掲げ、また、当法人運営・管理に関する事業計画についても併せて記載します。

1 奨学金給付事業(定款第4条第1項第1号)

(1) 奨学金の給付

「IHNO奨学金給付規程」に基づくIHNO奨学金プログラムを策定し、今期からはスピーチコンテスト等を通じて優秀かつ意欲あふれる留学生に対し、就学環境の改善を支援するため、適格性を有する者に対する奨学金の給付を行います。

IHNO奨学金プログラムが奨学金給付という特長だけでなく、スピーチコンテストを通じて広く多くの方に留学生の現状、留学目的、母国の現況、留学生の生活や将来の進路について知っていただく機会となり、直接留学生と触れ合う場を提供することでみなさんの理解を深める意義のある事業にしていきます。

スピーチコンテストへの応募は、広く募集し、厳正かつ公正に審査を行い、奨学金を給付します。今期は、以下の日程にてスピーチコンテストを実施します。

2025 年 2 月 11 日	岐阜市スピーチコンテスト
2025 年 6 月中旬	ウズベキスタンフェスティバル スピーチコンテスト
2025 年 11 月 30 日	ネパールフェスティバル スピーチコンテスト

※この他、自治体や大学や専門学校とも連携して留学生に奨学金事業を展開していきます。

(2) 奨学金プログラム等についての広報・啓発

IHNO 奨学金プログラム及び IHNO が行っている事業等を説明するために、当法人役員が国内外の関係諸機関を訪問するなどし、同プログラム等についての広報・啓発活動を実施します。

2 進路(進学・就職)支援事業(定款第4条第1項第2号)

学生又は留学生からの進路(進学・就職)に関する個別相談等の支援事業を行うことを計画しておりますが、今期は本格的な実施に向けての準備活動を引き続き行います。

3 グローバル人材育成支援事業(定款第4条第1項第4号)

学ぶ意欲が高い国内外の学生に対して、グローバル人材を育成する人材教育講座の実施を計画しております。今期は実施に向けての準備を進めます。

4 その他の事業(定款第4条第1項第6号)

(1) 学生・留学生の実態調査

学生・留学生を対象に、学習環境、経済状況、今後の目標等について対面及びオンラインによるヒアリング調査を実施し、当法人の今後の活動に活かしていきます。

(2) 国際交流セミナー

IHNO奨学金プログラムにより支援を受けた奨学生の経験談その他の知見等を共有し、当法人の活動理念である学生又は留学生への支援を通じた有為な人材育成の普及・啓発のため、奨学生、奨学生勤務先企業、日本語学校、賛助会員その他広く一般を対象としたセミナーを実施するための準備を検討します。

(3) 各国大使館対象奨学金セミナー

学生・留学生への支援の更なる充実を図るために、各国大使館と連携していきます。日本における留学生の現状や留学生を取り巻く日本の制度について意見交換をする場として、各国大使館を対象としたセミナーを年1回実施いたします。

(4) 地方自治体と連携する奨学金プログラム

地方自治体と連携して留学生に奨学金を給付することをはじめ、留学生の学ぶ環境を支援する事業を進めていきます。

5 法人運営・管理

(1) 賛助会員の募集

今期も、引き続き、当法人の活動の安定と拡大を企図し、また、当法人の活動理念を広く普及するために、賛助会員を随時募集いたします。

(2) 寄附金の募集

今期も、当法人の活動の安定と拡大を企図し、また、当法人の活動理念を広く普及するために、寄附金を随時募集いたします。

(3) 内部規程の徹底及びコンプライアンスの確保

今期も、引き続き、当法人の定款及び内部諸規程に沿った当法人の適正な運営に努め、かつ、コンプライアンスの確保に努めます。